

岩手県告示第 881 号

家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)第 16 条第 2 項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり実施する。

平成 18 年 9 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 講習会の期間及び場所

(1) 期間 平成 18 年 10 月 24 日から平成 18 年 11 月 17 日まで

(2) 場所 岩手郡滝沢村滝沢字砂込 岩手県農業研究センター畜産研究所、盛岡市玉山区下田 社団法人家畜改良事業団盛岡種雄牛センター、胆沢郡金ヶ崎町 岩手県立農業大学校

2 対象家畜の種類 牛

3 講習人員 30 人

4 受講手続等

(1) 受講手続 受講希望者は、家畜人工授精に関する講習会等に関する規定(昭和 35 年岩手県告示第 328 号)第 6 条に規定する書類を平成 18 年 9 月 27 日までに最寄りの広域振興局等の農政部または農林部に提出すること。

(2) 受講者の決定 受講希望者について、所要の審査を行い当該希望者に受講の諾否を通知する。

5 その他 詳細については、最寄りの広域振興局等の農政部又は農林部に問い合わせること。